平成 31 年度 (2019 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

刑 法

A日程入試

(注意)

- 1. 問題冊子(表紙を含む)は2枚です。
- 2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
- 3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
- 4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成31年度(2019年度)金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑	法	
------	---	---	--

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい(Yとの共犯関係についても言及すること)。

金融業者のXは、不動産業を営むAが自宅に箪笥預金を貯め込んでいる旨の噂を耳にし、配下従業員のYを呼び出して、A方に空き巣に入るよう指示するとともに、窓ガラス破損用のバール、変装用の帽子やマスク及び金員運搬用のバッグ等を提供したところ、Yは分け前欲しさから、A方へ侵入して金品を窃取してくることを承知した。同日深夜、Yは、Xの指示に従ってA方に侵入するつもりで現場に赴いたところ、A方では未だ家人が起きている様子であったため、A方に隣接し、かつ居宅内の電気が消えているB方であれば家人は留守であり容易に金品を物色して窃取できると考え、Xから渡された帽子やマスクを着用した上で、バールでB方ベランダ窓のガラスを割ってB方内に侵入し、金目の物を物色した。しかし、Yの予想に反して、その家に住むBがリビングルームのソファで仮眠中であり、Bが物音に気付いて起き上がったところ、同室内に侵入してきたYと鉢合わせをしてしまった。そこで、Yは、咄嗟に強盗してでも金品を奪い取ることを決意し、Bに対して、所携のバールでBの頭部等を殴打するなどの暴行を加えてBの反抗を抑圧し、同室内に置かれていたBのアタッシュケース内から現金100万円を奪った。Yのかかる暴行により、Bは全治3週間を要する頭部裂創等の傷害を負った。

その後、Yは、Xから渡されたバッグに前記現金を入れて、その場から逃走してX方に戻り、強取してきた現金をいったんXに渡し、その場で50万円ずつ山分けした。その際、YはB方で強取した旨報告しなかったため、Xは、強取の事実はもちろん、B方で同犯行を敢行したことも知らなかった。

但し、XがYに本件犯行を指示した段階で、X及びY間において、A方における住居侵入・窃盗の共謀共同正犯の成立に必要な謀議の存在が認められ、かつ、Yにつき、住居侵入罪・強盗傷人罪(刑法130条及び240条)が成立するものとし、その上で、Xが認識していた事実と現実に発生した事実との齟齬が刑法上いかなる影響を与えるかの観点から検討すること。